

IASB の動向 (2013年2月～2013年4月)

みやばやし あきひろ
専門研究員 宮林 明弘

I. 公開草案等の公表

1. IASB、「契約更改とヘッジ会計の継続」 (IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の修正案) を 公表 (2013 年 2 月 28 日)

国際会計基準審議会 (IASB) は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の修正に関する公開草案を一般のコメントを求めため公表した。対応する要求事項を、近く公表予定の IFRS 第 9 号「金融商品」のヘッジ会計の章に含めることも提案している。

本修正案の目的は、IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の中止に関連した要求事項に狭い範囲の例外を導入することである。具体的には、ヘッジ手段に指定しているデリバティブが、新たな法令又は規制の結果として、契約更改により相手方が中央清算機関 (CCP) となる場合で特定の条件を満たす時、例外を提案している (この文脈において、デリバティブの契約更改とは、契約の当初の相手方が新たな相手方 (CCP である) に置き換わることをいう。)

IASB は、こうしたデリバティブの契約更改を要求する法令改正が多く法域に広まるであろうという事実を考慮した。これらの法令改正は、国際的に首尾一貫した公平な方法で店頭デリバティブの透明性及び規制の監督を改善する

という G20 の公約により推進されたものである。

IASB は、こうした新しい法令又は規制が一部の法域ではすぐに発効する可能性があることを認識している。このため、IASB は本公開草案を短いコメント期間 (30 日) で公表した。

2. IASB が貸付金の損失引当に関して、信用 損失の認識の適時性を改善するための改訂提 案を公表 (2013 年 3 月 7 日)

IASB は、金融商品の減損に関する改訂提案を一般のコメントを求めため公表した。本提案は、より将来の予測を反映する引当モデルを開発するための従前の作業を基礎としたものであり、予想信用損失をより適時に認識するものである。

財務報告の要求事項は、国際的にも米国でも、ともに現在は金融商品に係る減損をどのような場合に認識するのかを決定するために、発生損失モデルを使用している。発生損失モデルでは、損失事象が発生してから引当金を計上することを要求する。これは、投資者への財務業績の正確な報告を歪めていたいわゆる「ビッグバス」の一般引当での使用を避けるために導入されたものであった。しかし、金融危機の間に、発生損失モデルは、損失の認識を遅らせており、発生すると予想される信用損失を正確に

反映していないとして批判を受けた。

G20、金融危機諮問グループ (FCAG)¹ などからの要請に合わせて、IASB と米国財務会計基準審議会 (FASB) は、予想信用損失を反映する、より将来の予測を反映する減損モデルを開発するために共同で作業を行ってきた。公表した提案は、IASB と FASB との間で以前に合意した予想信用損失モデルを基礎としたものであるが、利害関係者から受け取ったフィードバックを反映して簡素化されている。FASB は、代替的な予想信用損失モデルを一般のコメントを求めるため別個に公表しており、両提案のコメント期間は重複する部分がある。

IASB のモデルは、信用損失をより適時に認識するよう設計されている。予想信用損失は、本提案の範囲に含まれるすべての金融商品について、組成時又は購入時から認識される。

全期間の予想信用損失は、金融商品の信用度が著しく悪化している場合に認識される。これは現在の発生損失モデル（実務上、金融資産が債務不履行に近づいた場合にのみ引当金が計上される）の場合よりも著しく低い閾値である。

公開草案「金融商品：予想信用損失」は、120 日間の公開協議の対象となり、コメント期間は 2013 年 7 月 5 日に終了する。

3. IASB が IAS 第 19 号の修正「確定給付制度：従業員拠出」に関する提案を公表 (2013 年 3 月 25 日)

IASB は、IAS 第 19 号「従業員給付」の修正案に関する公開草案を、一般のコメントを求めるため公表した。

IASB は、IAS 第 19 号の特定の要求事項の適用の複雑性に関して提起された懸念に対応しようとしている。当該懸念は具体的には、従業

員及び第三者からの確定給付制度への拠出に関連したものであった。本修正案の目的は、ある特定の期間に支払うべき拠出が当該期間に提供される従業員のサービスのみに関連している場合の会計処理について、より単純で明快な代替案を提供することである。本ガイダンス案は、例えば、給与の一定比率に従って計算される従業員拠出の会計処理に適用される。

本論点は、IFRS 解釈指針委員会への要望書が発端となったものであり、解釈指針委員会は IASB が本基準を修正することを提言した。

本提案に対するコメントの期限は 2013 年 7 月 25 日である。

4. IASB が料金規制に関する情報要請を公表 (2013 年 3 月 28 日)

IASB は、再開した料金規制事業の調査研究プロジェクトにおける初期のステップとして情報要請を公表した。本情報要請の目的は、調査研究プロジェクトの範囲の決定に役立てるために様々な料金規制スキームを識別することである。回答の期限は、2013 年 5 月 30 日である。

2009 年 7 月に IASB は、公開草案「料金規制事業」（「2009 年 ED」）を公表した。これは、特定の種類の料金規制スキーム（サービス原価スキーム）に焦点を当てたものであった。2009 年 ED へのコメント提出者は、料金規制の影響をどのように財務諸表に反映すべきなのかに関して多様な見解を示した。多くのコメント提出者が、会計処理ガイダンスの開発の基礎となる可能性がある共通の特徴を識別するために、より広範な料金規制を検討するためにプロジェクトの範囲を拡大すべきであると提案した。

当初の料金規制事業に関するプロジェクトは、2010 年 9 月に中断したが、現在は再開し

1 FCAG は、IASB と FASB に対して金融危機への両審議会の共同の対応に関して助言することを目的として設置された上級指導者で構成される諮問グループであった。

ている。本情報要請では、料金規制の目的及びこれらの目的がどのように料金規制機関の使用する料金設定の仕組みに反映されているのかに関して、具体的な質問を設けている。本情報要請や他の調査研究を通じて識別される事実パターンは、料金規制の共通の特徴を分析するディスカッション・ペーパーを作成するために使用される。ディスカッション・ペーパーの目的は、料金規制の影響に関するどのような情報がIFRS財務諸表の利用者にとって最も有用となるのか、及び、IASBはこれらの影響の会計処理について具体的なガイダンスを開発すべきかどうかを識別することである。

5. IASBが料金規制に関する提案を公表 (2013年4月25日)

IASBは、再開した料金規制対象活動の調査研究プロジェクトの一環として公開草案「規制繰延勘定」を一般のコメントを求めため公表した。

国際財務報告基準(IFRS)を適用している多くの法域には、運輸や公益事業セクターなど料金規制の対象となる産業セクターがある。料金規制は、企業の収益の時期及び金額に重大な影響を与える可能性がある。既存のIFRSでは料金規制対象活動について具体的なガイダンスを提供していない。

アジェンダ・コンサルテーションからのフィードバックへの対応として、IASBは、料金規制対象活動について具体的なガイダンスを開発すべきかどうか、また、その場合に、料金規制の影響に関してどのような情報が財務諸表利用者にとって最も有用となるのかを検討するプロジェクトに着手した。現段階でIASBは、企業が料金規制事業について整備している現在の会計方針を、比較可能性を高めるために若干の修正することで維持できるような暫定基準を提案している。

本提案は、2013年9月4日までコメントを求めている。

II. その他のIASB関連のプレスリリース

1. IASBとIIRC、企業の統合報告フレームワークの開発への協力を公式化(2013年2月7日)

IASBと国際統合報告評議会(IIRC)は、IIRCが開発している企業の統合報告フレームワークについて、両組織がより深い協力をしていくことを同意し、覚書を締結したことを公表した。当該覚書には、投資家やより広い経済に対して価値を提供するグローバルな企業報告に対して、その品質や一貫性を改善することは、両組織の共通の関心である旨が示されている。

2. Gary Kabureck氏をIASB理事に任命 (2013年2月21日)

IFRS財団の評議員会は、Gary Kabureck氏がIASBの理事に任命されたことを発表した。2013年4月に就任し、当初の任期は2017年6月30日までであり、追加で3年間の再任が可能である。

Kabureck氏は著名で卓越した財務報告の実務家であり、2001年以降ゼロックス社の最高会計責任者(さらに2003年以降は副社長)である。ゼロックス社はフォーチュン・グローバル500に入り160か国以上で事業を展開する収益220億ドル規模のテクノロジー・サービス企業である。同氏は同社にて、IFRSと米国会計基準の両方の会計プロセス及び世界中にいる1,200人の経理人員に対して国際的な責任を持ち、会計政策部門、新しい会計手続の実施、内部及び外部財務報告、内部統制を管掌している。最高会計責任者になる前には、ゼロックス社に1985年に入社して以来、様々な会計関連

の管理職を歴任した。ゼロックス社入社前は、プライスウォーターハウーストーンに10年間在籍していた。

これらの実務経験に加え、同氏は会計専門家のリーダーとして知られている。同氏は、現在、財務管理者協会（FEI）のメンバーであり、2006年以降FEIの企業報告委員会に参加している。また、何年もの間、技術的な問題に関して、FEIと基準設定主体との間の調整を主導してきた。また、同氏は、米国公開企業会計監視委員会（PCAOB）、FASBの諮問機関を含む、様々な組織の諮問機関で活躍してきた。

Kabureck氏は、ブリッジポート大学で会計の学位を取得した後、同大学にて経営学修士を取得した。同氏は公認会計士であり、2008年に米国公認会計士協会の殿堂に入った。

Ⅲ. IFRS 財団関連のプレスリリース

1. IFRS 財団、ASAFのメンバー候補者を募集、また、ASAF設置に関する公開協議に関するフィードバック・ステートメントを公表（2013年2月1日）

IFRS財団は、会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）のメンバー候補者を募る「候補者募集」を公表した。本「候補者募集」では、IFRS財団がフォーラムのメンバーを選択する際に考慮に入れるメンバーの資格要件及びその他の要素とともに契約条項案及び覚書（MoU）案を示している。

また、IFRS財団は同日、「コメント募集：会計基準アドバイザー・フォーラム設置の提案」と題した公開協議ペーパーへのコメントを分析したフィードバック・ステートメントも公表した。

当該協議ペーパーでは、各国会計基準設定主

体及び会計基準に関与している地域団体が構成されるASAFを設置する提案が示されていた。このようなグループの設置の提案は、IFRS財団の評議員会による2012年2月の報告書「戦略レビュー2011」の主要な提言の一つに従ったものである。

この協議への回答で明らかになったのは、IASBと国際的な会計基準設定コミュニティとの間の合理化された効果的な対話を確保する手段としてのASAFの設置への高水準の支持である。

ASAFメンバーの募集の締切日は2013年2月28日であった。IFRS財団は、すべての適格な候補者について選考を行い、一定範囲の関連のある地域団体、その他の団体と最終候補者の推薦について議論することを提案していた。その上で評議員会はASAFの最終的なメンバーを承認することとしていた。

2. 評議員会が諮問会議の新しいメンバーを任命（2013年2月15日）

IFRS財団の評議員会は、3名の新しいIFRS諮問会議メンバーを任命したことを発表した。IFRS諮問会議は評議員会とIASBに対する正式な諮問機関である。新メンバーは次の3名である。

- Roger Best氏：元デロイト香港のパートナー（香港公認会計士協会からの代表）
 - Daniel McMahon氏：Ordre des comptables professionnels agréés du Québec（カナダ・ケベック州の勅許会計士の団体）の最高責任者（Fédération Internationale des Experts-Comptables Francophones（フランス語圏地域の会計士連盟）からの代表）
 - Markus Grund氏：ドイツ連邦金融監督庁の主任会計官（保険監督者国際機構（IAIS）からの代表）
- 新メンバーは、退任するCarlson Tong氏、

Benoit Onana 氏及び Richard Thorpe 氏を引き継ぐことになる。

3. 評議員会が IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」の改訂版を公表 (2013 年 2 月 18 日)

IFRS 財団の評議員会は、IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」(「ハンドブック」)の更新版を公表した。

本ハンドブックは、IFRS 及びその解釈指針の開発又は改訂の際に IASB 及び解釈指針委員会が従う手順を記述している。ハンドブックの改訂は以前にも行われてきたが、本日公表された文書は、2006 年以後に実施された最初の大規模な見直しの結果である。

改訂後のハンドブックは、2012 年のモニタリング・ボードのガバナンス・レビュー及び評議員会の戦略レビューで提言された必要なデュー・プロセスの強化や、IFRS 解釈指針委員会の効率性と有効性に関する評議員会のレビューからの提言を十分に織り込んでいる。

改訂後のハンドブックの特徴は次のとおりである。

- IASB と IFRS 解釈指針委員会のデュー・プロセスの要求事項を単一の文書に統合した。
- 評議員会のデュー・プロセス監督委員会 (DPOC) の責任と活動、及び認識されたデュー・プロセス違反への対処に関する手順を示した。
- IFRS に生じそうな影響を評価する手続について、より広範な議論を含めた。
- 調査研究プログラム (潜在的な基準レベルのプロジェクトを識別する基礎となる) について記述した。
- IASB と解釈指針委員会が狭い範囲の事項に対処するために従う実務を示した。
- IASB の適用後レビューの実施・完了の仕方に関する記述をした。

- 現在 IASB が基準設定活動の一環として定例的に実施している広範なアウトリーチ活動のプログラムに関連したデュー・プロセスの要求事項の検討を含めた。

本ハンドブックとともに、評議員会は、今回の改訂に際して実施した協議、回答者が示した主要な見解、及びこれらの回答に対する IFRS 財団の対応を要約するフィードバック・ステートメントも公表した。

また、本ハンドブックとフィードバック・ステートメントと合わせて、デュー・プロセス手続書が公表された。デュー・プロセス手続書は本ハンドブックの不可欠の一部ではないが、すべてのデュー・プロセスの手順の完了とこれらの手順への準拠の文書化の両方を確保するためのスタッフのための報告ツールである。

4. 評議員会が、IFRS 財団定款の改訂版を公表 (2013 年 2 月 19 日)

IFRS 財団の評議員会は、IFRS 財団定款の改訂版を公表した。

当該改訂は、IASB の議長と IFRS 財団の最高執行責任者との役割の分離を反映するための定款変更の提案をした草案に対しての一般協議の後、2013 年 1 月会議で評議員会の承認を受けたものである。この変更は、2012 年 2 月に公表されたモニタリング・ボードのガバナンス・レビューの結論に沿ったものである。

当該分離は既に 2011 年末の内部構造再編を受けて実施されている。IASB の議長はもはや IFRS 財団の最高執行責任者を務めていない。その代わりに、この責任はエグゼクティブ・ディレクターの新しい役割に含まれている。Yael Almog 氏が 2012 年の第 1 四半期にこの役割に任命されている。

5. モニタリング・ボード、メンバー要件の最終化を公表（2013年3月1日）

IFRS 財団モニタリング・ボードは、そのメンバー要件の評価アプローチを最終化したことを公表した。当該公表は主に以下のような内容である。

まず、メンバーは各法域において用いられる財務報告の形態と内容を決定する資本市場規制当局でなければならないことを要件とすることを確認した。また、法域の資本市場におけるIFRSの使用、並びに、法域からIFRS財団への資金拠出によってメンバーのコミットが示されることを要求することにした。

IFRSの使用に関しては、総則を以下のように定めることにした。

- (a) 当該国は、IFRSの適用に向けて進むこと、及び、最終的な目標として単一で高品質の国際的な会計基準が国際的に受け入れられることを推進すること、について明確にコミットしている。このコミットは、当該市場で資金調達する企業の連結財務諸表についてIFRSの適用を強制又は許容し、実際にIFRSが顕著に適用されている状態となっている、若しくは、妥当な期間でそのような状況へ移行することを既に決定していることにより裏付けられる。
- (b) 適用されるIFRSはIASBが開発したIFRSと本質的に同列のもので、起こり得る例外は、一定の基準若しくはそこから生じる一部が経済若しくはその他の状況に関係していない、若しくは当該国の公益に反する可能性がある、という場合に限定される。一定の基準若しくはそこから生じる一部を開発する際のデュー・プロセス履行上何らかの欠陥があった場合には、例外や一時的な使用中止も許容し得る。

2016年に開始されるメンバー要件に照らしたメンバーの定期的な見直し以降、国内発行体

向けの財務報告制度にIFRSを組み込むために当該法域で利用されているメカニズム、及び、当該メカニズムがメンバー国の資本市場におけるIFRSの顕著な利用にどの程度貢献しているかをモニタリング・ボードは評価する予定である。

また、上記公表と同時に、モニタリング・ボードメンバーは、現在モニタリング・ボードの暫定議長を務める河野正道氏を議長として選出したことを発表した。河野氏は、モニタリング・ボードにおいて金融庁を代表している。

モニタリング・ボードは、IFRS財団の評議員会を監視し、評議員の選任の承認をする等の役割を担っている。現在のメンバーは、証券監督者国際機構（IOSCO）新興市場委員会及び代表理事会、金融庁、欧州委員会（EC）、米国証券取引委員会（SEC）であり、バーゼル銀行監督委員会がオブザーバーとなっている。

6. 評議員会、ASAFのメンバーを発表（2013年3月19日）

IFRS財団の評議員会は、ASAFの初代メンバーを発表した。ASAFは、IASBへの技術的な助言機関としての役割を果たすものであり、国際的な会計基準設定コミュニティーのさまざまなメンバーで構成される。評議員会は、ASAF及びそのメンバー構成について2年後に見直しを行う予定である。

ASAFの議長はIASBが務め、当初のメンバー構成は次のとおりである。

アフリカ	<ul style="list-style-type: none"> 南アフリカ財務報告基準評議員会 全アフリカ会計士連盟（PAFA）が支援
アジア・オセアニア 〔世界全体〕 枠の1議席を	<ul style="list-style-type: none"> 企業会計基準委員会（ASBJ） オーストラリア会計基準審議会 中国会計基準委員会

含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● アジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG) —香港公認会計士協会が代表
欧州 〔「世界全体」 枠の1議席を 含む〕	● ドイツ会計基準委員会
	● 欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)
	● スペイン会計監査協会
	● 英国財務報告評議会
米 州	● ラテンアメリカ基準設定主体グループ (GLASS) —ブラジル会計基準委員会が代表
	● カナダ会計基準審議会
	● 米国財務会計基準審議会 (FASB)

ASAF の第 1 回会議は 2013 年 4 月 8 日と 9 日にロンドンで開催された。ASAF の会議はウェブにて放送され、会議資料は事前に IASB のウェブサイト上で公表された。

また、IFRS 財団は、ASAF に関する以下の事項も当該発表文書の中で示した。

複数の MoU の置換え

IASB はこれまで、各法域での会計基準の開発又はエンドースメントの様々な局面に責任を有する各国基準設定主体との協力のための二者間の取決めを締結してきた。これまでの 10 年の間に、IASB はこうした取決めを、それぞれのケースにおいて覚書 (MoU) という形で、ブラジル、中国、日本、米国の会計基準設定主体と締結した。

この間に、IFRS を採用する国々の数が大幅に拡大したことにより、一連の二者間の取決めを維持する作業が複雑化した。同時に、多くの地域が地域団体を設立し、地域内の会計基準設定活動の協調の向上や、財務報告の事項に関する各法域からの助言の提供を図っている。このようなグループとして、AOSSG、EFRAG、

GLASS、PAFA がある。

このような進展に対応して、2011 年の評議員会の戦略レビューでは、IFRS 財団が国際的な基準設定プロセスの不可欠の一部として各国及び地域の基準設定団体のネットワークの維持管理を促進することを提言していた。ASAF はこの提言への対応を、複数の二者間 MoU を ASAF メンバー全員が署名する単一の取決めに切り替えて、その取決めに各地域の基準設定団体を受け入れることによって行う。

評議員会は、会計基準設定に関与するすべての各国会計基準設定主体及び会計基準設定に関与する地域団体が、引き続き、調査研究を実施すること、IASB の優先事項に関する助言を提供すること、及び各法域からの利害関係者のインプットを促すことも提言していた。IFRS 財団は引き続き、様々な仕組みを通じて、より幅広い国際的な会計基準設定コミュニティとのこうした対話を促進していく。

広範な協議及びデュー・プロセス

ASAF の設置とメンバーの任命は、広範な協議と徹底的なデュー・プロセスの対象とされた。会計基準設定主体で構成される助言機関という考えは、評議員会の戦略レビューへの回答者から幅広い支持を受けた。2012 年 11 月に、評議員会は ASAF 設置の提案を一般のコメントを求めるために公表し、当該提案に対する 60 通以上のコメントレターを受け取った。2013 年 2 月に、評議員会は ASAF の最終的な詳細を公表した (受け取ったコメント及びそれに対する評議員会の対応を要約したフィードバック・ステートメントを含む)。同時に、評議員会は ASAF のメンバーの推薦を求めた。

評議員会は、ASAF メンバーの候補として推薦された 25 団体を、地理的バランス、メンバーの資格要件及び候補者募集に示した他の要素に基づいて検討した。

その後、各候補者について、関連のある地域

団体及び他の団体との議論を、地域代表権の問題を含めて行った。アフリカ、アジア・オセアニア、欧州、南米についての任命は、それぞれ PAFA、AOSSG、欧州委員会、GLASS と調整した。地域グループがない場合には、当財団は関連のある基準設定主体及び団体と協議した。ASAF メンバーの最終選考は評議員会が行った。

7. 中東地域からの初の評議員が任命される (2013年3月21日)

IFRS 財団の評議員会は、Abdulrahman Al-Humaid 氏を IFRS 財団の評議員に任命したと発表した。当該任命は、IFRS 財団モニタリング・ボードの承認を受け、即日効力を発し、任期は2015年の12月31日までである。3年間の再任が1度可能である。

同氏は30年間以上にわたって、彼の母国のサウジアラビア及びより広い中東地域双方において、様々な会計及び金融サービスのリーダーの役割をしてきた。彼はサウジ公認会計士協会(SOCPA)の国際会計基準採用委員会の委員長を務めている。同氏は、SOCPAの会計基準委員会の委員長を1996年から2002年まで務めた。さらに、同氏は、サウジ取引所に上場している様々な企業の取締役を務めている。

同氏は会計学の博士号を米国ルイジアナ州立大学にて取得した。また、キング・サワード大学にて、会計学の教授を1982年から2008年まで務めた。

8. ASAFのメンバーが第1回会議を開催、共同の覚書に署名(2013年4月9日)

ASAFのメンバーは、2013年4月8日と9日に第1回の会議をロンドンで開催した。

会議の冒頭にIASBとASAFのメンバーは、共同の覚書(MoU)に署名した。覚書は

ASAFの目的とその運営活動を示したものである。今回の会議で議論された主要な技術的テーマは、IASBの「概念フレームワーク」と減損プロジェクトであった。

なお、ASAFの本会議の詳細については、本誌16頁から始まる特集1「会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)の設置について」を参照いただきたい。

IV. IASB 会議、IFRS 解釈指針委員会

IASBの会議は、ロンドンのIASB本部で以下のとおり開催された。

- 通常会議(2013年2月18日~21日、一部FASBとの合同会議)
- 通常会議(2013年3月19日~21日)
- 通常会議(2013年4月23日~26日)

また、IFRS 解釈指針委員会の会議は、2013年3月12日、13日にロンドンのIASB本部で開催された(詳細については、本誌176頁の「IFRS 解釈指針委員会の活動状況」を参照いただきたい。)

V. その他のIASB 関連会議

- 2013年3月7日 IASBの代表者と資本市場諮問委員会(CMAC)との会議(ロンドン)(詳細については、本誌181頁の「CMAC 会議(2013年3月)出席報告」を参照いただきたい。)
- 2013年3月11日 IASBの代表者と世界作成者フォーラム(GPF)との会議(ロンドン)(詳細については、本誌184頁の「世界作成者フォーラム(GPF)(2013年3月)出席報告」を参照いただきたい。)